

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準</p> <p>第1 趣 旨</p> <p>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第38条に掲げる都道府県の第1号法定受託事務のうち、農業経営基盤強化促進基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する事務（法第5条第1項）、市町村が策定した農業経営基盤強化促進基本構想（以下「基本構想」という。）に同意する事務（法第6条第6項）、農地保有合理化事業規程を承認する事務（法第7条第1項）<u>及び農地保有合理化法人から報告を徴収する事務（法第9条）</u>について、都道府県がこれらの事務を処理するに当たっては、法、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この処理基準によるものとする。</p> <p>第2 農業経営基盤強化促進基本方針の策定（法第5条関係）</p> <p>都道府県知事は、次により法第5条の基本方針を策定するものとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積</p>	<p style="text-align: center;">農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準</p> <p>第1 趣 旨</p> <p>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第38条に掲げる都道府県の第1号法定受託事務のうち、農業経営基盤強化促進基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する事務（法第5条第1項）、市町村が策定した農業経営基盤強化促進基本構想（以下「基本構想」という。）に同意する事務（法第6条第6項）、農地保有合理化事業規程を承認する事務（法第7条第1項）、<u>農地保有合理化法人から報告を徴収する事務（法第9条）、<u>利用権の設定等についての調停に関する事務（法第27条の4）及び特定利用権の裁定に関する事務（法第27条の5、第27条の6第1項、第27条の7第1項及び第4項、第27条の8第1項並びに第27条の10）</u></u>について、都道府県がこれらの事務を処理するに当たっては、法、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この処理基準によるものとする。</p> <p>第2 農業経営基盤強化促進基本方針の策定（法第5条関係）</p> <p>都道府県知事は、次により法第5条の基本方針を策定するものとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積</p>

に関する目標」については、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合の目標及び農用地の面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）についての目標を、おおむね10年後を見通して記述する。この場合には、農用地の利用には、利用権の設定等を受けたもののほか、基幹的な農作業の受託によるものも含めるものとする。

4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

(1)・(2) (略)

(3) 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

「農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項」については、効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする者へ農用地の面的集積を行う農地利用集積円滑化事業の基本的な推進の方針について明らかにするとともに、併せて当該事業の推進に関連する都道府県段階の支援体制の整備及び当該事業を支援していくための都道府県の諸施策について記述する。

[削る。]

第3 基本構想に対する都道府県知事の同意（法第6条関係）

都道府県知事は、市町村が策定した基本構想について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の農業振興地域整備計画その他法令の規定による地域の農業の振興に関する計画との

に関する目標」については、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合の目標を、おおむね10年後を見通して記述する。この場合には、農用地の利用には、利用権の設定等を受けたもののほか、基幹的な農作業の受託によるものも含めるものとする。

4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

(1)・(2) (略)

(3) 遊休農地の農業上の利用の増進に関する基本的な事項

「遊休農地の農業上の利用の増進に関する基本的な事項」については、市町村が基本構想に位置付けるべき遊休農地等についての基本的な考え方、市町村が行う遊休農地等の所在等の把握及び認定農業者に対する要活用農地の利用の集積その他要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策の実施に関し、必要な指導又は助言等の内容について記述するとともに、特定遊休農地の調停及び裁定に係る方針について記述する。

(4) 特定法人貸付事業の実施に関する基本的な事項

「特定法人貸付事業の実施に関する基本的な事項」については、市町村が特定法人貸付事業を実施する区域、実施主体等を基本構想に位置付ける際の基本的な考え方、当該事業の円滑な実施のための関係行政機関及び関係団体が果たすべき役割等を記述する。

この場合、特定法人貸付事業を実施する区域を設定する際の「要活用農地が相当程度存在する」（法第6条第2項第6号イ）ことについては、市町村の実情に応じて判断する必要があることから、基本方針において定量的な基準を一律に設けるようなことはしてはならない。

第3 基本構想に対する都道府県知事の同意（法第6条関係）

都道府県知事は、次に掲げる場合において、市町村が策定した基本構想について、法第6条第6項に基づく同意をするものとする。

調和が保たれていること及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即するものであることを確認した場合において、法第6条第6項に基づく同意をするものとする。

[削る。]

[削る。]

第4 農地保有合理化事業規程の承認（法第7条関係）

都道府県知事は、法第7条第1項の農地保有合理化事業規程の承認を行う場合には、当該規程が別添2の農地保有合理化事業規程例に即して定められているか否かを基準に承認を行うものとする。

また、都道府県知事は、法第7条第1項の承認を行った場合は、同条第4項に基づき、遅延なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を、都道府県の公報に記載することその他所定の手段により公告を行うとともに、承認の申請を行った農地保有合理化法人に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付するものとする。

[削る。]

1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の農業振興地域整備計画その他法令の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれていること及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即するものであることを確認した場合

2 基本構想に法第6条第3項に掲げる事項が定められているときは、当該法人が別添1に合致する場合

第4 農地保有合理化事業規程の承認（法第7条関係）

都道府県知事は、法第7条第1項の農地保有合理化事業規程の承認を行う場合には、当該規程が別添2の農地保有合理化事業規程例に即して定められているか否かを基準に承認を行うものとする。

また、都道府県知事は、法第7条第1項の承認を行った場合は、同条第5項に基づき、遅延なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を、都道府県の公報に記載することその他所定の手段により公告を行うとともに、承認の申請を行った農地保有合理化法人に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付するものとする。

第6 都道府県知事による利用権の設定等についての調停（法第27条の4関係）

都道府県知事は、次により法第27条の4第1項の調停（以下「調停」という。）を行うものとする。

1 調停の申請があった場合には、その申請に係る特定遊休農地の利用の状況並びに自然条件及び生産条件その他必要な事項について調査を行うものとする。

2 調停の申請に係る特定遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、法第27条の2第2項の規定による届出に係る計画の内容、法第27条の4第3項及び規則第32条の規定により聴取した意見、市町村の協力により得られた助言及び資料その他特定遊休農地の利用に関する諸事情

を考慮して引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、当該調停の申請に係る特定遊休農地が当該申請をした者の利用計画に従って利用されることにより当該農地について耕作の目的に供されることが確実であると見込まれるときは、その申請をした者に利用権の設定等が行われるべく調停を行うものとする。

3 都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い利用権の設定等が行われる場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可は不要であるが、特定農業法人に対する利用権の設定等が同条第2項各号に該当することとなる場合及び規則第30条に掲げる要件に該当していない農地保有合理化法人、市町村又は特定農業法人（以下「農地保有合理化法人等」という。）に対し利用権の設定等を行う調停案を作成することはできない。

4 調停案においては、当事者の氏名又は名称、当事者の住所又は主たる事務所の所在地、利用権の設定等を行う農地の所在、地番、地目及び面積、利用権の設定等の内容、権利の設定等の時期及び当該権利の存続期間並びに設定する利用権が賃借権である場合における借賃及びその支払方法等その利用権の設定等に必要な事項を明らかにするものとする。

この場合、借賃の額については、農地法第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額（以下「標準小作料」という。）を十分考慮し、当該特定遊休農地の生産条件等を勘案して算定するものとする。

第7 特定利用権を設定すべき旨の裁定（法第27条の5、第27条の6第1項、第27条の7第1項及び第4項、第27条の8第1項並びに第27条の10関係）

1 第27条の5及び第27条の6関係

都道府県知事は、法第27条の5に規定する特定利用権（以下「特定利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったときは、申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、当該申請に係る特定遊休農地の農地所有者等の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地、当該申請に係る特定遊休農地の所在、地番、地目及び面積、当該申請に

[削る。]

係る特定遊休農地の利用の現況及び見通し、当該申請に係る特定遊休農地についての申請者の利用計画の内容の詳細、希望する特定利用権の内容、始期及び存続期間並びに借賃及びその支払の方法その他参考となるべき事項を公告するとともに、その申請に係る特定遊休農地の農地所有者等にこれを通知し、2週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

また、特定遊休農地の農地所有者等への通知に当たっては、その者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地、その者の有する権利の種類及び内容、その者の当該特定遊休農地の利用の状況及び利用計画、その者が当該特定遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由、意見の趣旨及びその理由その他参考となるべき事項の有する権利の種類及び内容について意見書において明らかにしなければならない旨を併せて通知するものとする。

2 第27条の7関係及び第27条の8関係

都道府県知事は、法第27条の7第1項の規定により特定利用権を設定すべき旨の裁定（以下「裁定」という。）をする場合には、次によるものとする。

(1) 裁定により特定利用権が設定される場合には、農地法第3条第1項の許可は不要であるが、特定農業法人に対する特定利用権の設定が同条第2項各号のいずれかに該当することとなる場合又は規則第30条に掲げる要件に該当していない農地保有合理化法人等に対し特定利用権の設定を行うこととなる場合には、裁定を行うことはできない。

(2) 法第27条の7第1項の「その他その特定遊休農地の利用に関する諸事情」とは、都道府県知事が調停手続に際し得た情報、裁定に係る申請書及び農地所有者等からの意見書によって把握したその特定遊休農地の利用の現況、農地所有者等の農業経営の状況、調停案が受諾されなかった後におけるその特定遊休農地の利用の推移等をいい、裁定に当たっては、その特定遊休農地の利用に関する事情をできるだけ幅広く、かつ、客観的に把握することが適当である。

(3) 特定利用権を設定すべき特定遊休農地の所在、地番、地目及び面積、

その権利の内容並びにその権利の始期及び存続期間は、申請の範囲を超えてはならない。

(4) 特定利用権の内容は、特定遊休農地の現況及び用途からみて通常用いられる範囲内の利用形態であることとする。例えば、水田に土盛りをして畑として果樹を植栽したり、畑を開田して水稻を栽培したりすることは裁定をする場合における特定利用権の内容としては認められない。

(5) 裁定をする場合における借賃の額については、その土地が農地である場合には、標準小作料を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定するものとする。

(6) 都道府県知事は、裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴き、裁定をしたときは、遅滞なく、特定利用権を設定すべき特定遊休農地の所在、地番、地目及び面積、特定利用権の内容、特定利用権の始期及び存続期間、借賃並びに借賃の支払の方法について、書面により裁定を申請した者及びその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。

3 第27条の10関係

法第27条の10の「その目的に供しなかつたとき」とは、特定利用権に係る特定遊休農地の全部又は一部を正当な理由なく何ら利用に供しなかつたとき、耕作以外の用に供するなど裁定によって定められた内容と異なる利用をしたとき、第27条の11第1項の規定に違反して農地等売買事業又は特定法人貸付事業によらずにその特定利用権の譲渡又はその特定利用権に係る特定遊休農地の貸付けを行ったとき等をいう。

改 正 案	現 行
<p>別添 1</p> <p style="text-align: center;">農地保有合理化事業実施要領</p> <p>(1) 農地売買等事業</p> <p>ア 農用地等の売渡し</p> <p>(ア) 農用地の売渡しの相手方に関しては、次に掲げる事項を基準とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② ①の a 及び b の要件を備えている者が 2 人以上いる場合における優先順位は、次の a から e までを総合勘案して定めるものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>売渡しを行おうとする農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができる</u>と認められること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>③ ①及び②の要件を満たす農業者（以下「適格農業者」という。）以外の農業者に対して、農業農村整備事業、経営構造対策、農用地開発事業、農地保有合理化担い手育成地域推進事業等の計画に基づき、農用地等の売渡しを行う場合は、その農業者に<u>農用地等の売渡しを行うことが、適格農業者の農業経営の改善に資すると認められる場合又はその農業者が次に掲げる要件のすべてを満たす組織の構成員たる農業者であって、農業生産活動の計画的な実施及び組織の管理運営においてその組織の中で中核的な機能を果たす専門的な農業従事者である場合とする。</u></p> <p>a～c (略)</p> <p>④ ①から③までの要件を満たす農業者のほか、次の a に掲げる適</p>	<p>別添 1</p> <p style="text-align: center;">農地保有合理化事業実施要領</p> <p>(1) 農地売買等事業</p> <p>ア 農用地等の売渡し</p> <p>(ア) 農用地の売渡しの相手方に関しては、次に掲げる事項を基準とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② ①の a 及び b の要件を備えている者が 2 人以上いる場合における優先順位は、次の a から e までを総合勘案して定めるものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>売り渡し、交換し、又は貸し付けようとする農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができる</u>と認められること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>③ ①及び②の要件を満たす農業者（以下「適格農業者」という。）以外の農業者に対して、農業農村整備事業、経営構造対策、農用地開発事業、農地保有合理化担い手育成地域推進事業等の計画に基づき、農用地等の売渡しを行う場合は、その農業者に<u>農用地等を売渡しを行うことが、適格農業者の農業経営の改善に資すると認められる場合又はその農業者が次に掲げる要件のすべてを満たす組織の構成員たる農業者であって、農業生産活動の計画的な実施及び組織の管理運営においてその組織の中で中核的な機能を果たす専門的な農業従事者である場合とする。</u></p> <p>a～c (略)</p> <p>④ ①から③までの要件を満たす農業者のほか、次の a に掲げる適</p>

格団体に対し農地保有合理化事業の実施による農用地等の売渡しを行うことができる場合は、bに掲げる場合とする。

a 適格団体

(a)・(b) (略)

(c) 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第3号に規定する一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）

(d) (略)

b (略)

イ 農用地等の交換

アに規定する基準は、交換についても準用する。

ウ 農用地等の貸付け

(ア) アに規定する基準は、貸付けについても準用する。この場合において、アの(ア)の①(aを除く。)中「農業生産法人」とあるのは、「農業生産法人及び農地法第3条第3項各号に掲げる要件をすべて満たす法人（農業生産法人以外の法人に限る。）」と読み替えるものとする。

(イ) 農業協同組合法第11条の31第1項第1号に掲げる農業の経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して貸付けを行う場合には、読み替えて準用されるアの規定によるほか、当該アの(ア)の①の要件を満たす農業者の中に、当該農用地等の貸付けを希望する者がいないことが確実であることを確認するものとする。

エ～キ (略)

(2) 農地売渡信託等事業

農地売渡信託等事業は、売買差損の発生のため農地の売買による事業では対応しにくい農地価格の下落地域等において農地売買等事業を補完し、離農農家、規模縮小農家が保有する優良農地を担い手に再配分するため、農用地の売渡信託を引き受け、併せて売渡信託の委託者に対して資金を貸し付ける事業である。

ア 売渡信託の対象とすべき土地

格団体に対し農地保有合理化事業の実施による農用地等の売渡しを行うことができる場合は、bに掲げる場合とする。

a 適格団体

(a)・(b) (略)

(c) 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の6第1項第4号の2に規定する一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）

(d) (略)

b (略)

イ 農用地等の交換及び貸し付け

アに規定する基準は、交換及び貸し付けについても準用する。

ウ～カ (略)

(2) 農地売渡信託等事業

農地売渡信託等事業は、売買差損の発生のため農地の売買による事業では対応しにくい農地価格の下落地域等において農地売買等事業を補完し、離農農家、規模縮小農家が保有する優良農地を担い手に再配分するため、農用地の売渡信託を引き受け、併せて売渡信託の委託者に対して資金を貸し付ける事業である。

ア 売渡信託の対象とすべき土地

(略)

(7) 農業生産力の高い農地（農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第109条第1項の規定による基準収穫量等において当該土地が存在する市町村又は市町村内の地域の平均以上の収量を得られる農地）

(イ)・(ウ) (略)

イ 事業の実施地域

本事業を実施する地域は、次に掲げる基準のいずれかに該当する地域とする。

(7) (略)

(イ) おおむね過去3年間の当該地域の農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定により農業委員会が情報の提供を行っている借賃等の下落率が当該都道府県の平均下落率よりも大きいこと。

(ウ) (略)

(略)

(7) 農業生産力の高い農地（農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第109条第1項の規定による基準収穫量、農地法（昭和27年法律第229号）第24条の2の小作料の標準額を定める場合の農地の区分ごとに定める生産量等において当該土地が存在する市町村又は市町村内の地域の平均以上の収量を得られる農地）

(イ)・(ウ) (略)

イ 事業の実施地域

本事業を実施する地域は、次に掲げる基準のいずれかに該当する地域とする。

(7) (略)

(イ) おおむね過去3年間の当該地域の小作料の下落率が当該都道府県の平均下落率よりも大きいこと。

(ウ) (略)

改 正 案	現 行
<p>別添 2</p> <p style="text-align: center;">農地保有合理化事業規程例</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">（事業実施に当たっての調整等）</p> <p>第 4 条（略）</p> <p>2 この法人が農地保有合理化事業を行うに当たっては、<u>市町村段階の農地利用集積円滑化団体が行う農地利用集積円滑化事業、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業（法第 4 条第 4 項に規定する事業をいう。）その他の農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。</u></p> <p>3（略）</p> <p>第 2 章 農地売買等事業</p> <p style="text-align: center;">（事業実施の原則）</p> <p>第 7 条 この法人が、農地保有合理化事業として行う農用地等の買入れ、借受け、交換、売渡し及び貸付けは、原則として農業委員会が行うあつせん又は第 4 条に規定する機関若しくは団体の申出により行うものとし、農用地等については、<u>利用権設定等促進事業（法第 4 条第 4 項第 1 号に規定する事業をいう。以下同じ。）</u>の活用を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">（農用地等の買入れ）</p> <p>第 8 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法人は、農用地について利用権設定等促進事業を活用せずに買入れを行う場合には、<u>農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 1 項第 13 号の規</u></p>	<p>別添 2</p> <p style="text-align: center;">農地保有合理化事業規程例</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">（事業実施に当たっての調整等）</p> <p>第 4 条（略）</p> <p>2 この法人が農地保有合理化事業を行うに当たっては、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業（法第 4 条第 3 項に規定する事業をいう。）その他の農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>第 2 章 農地売買等事業</p> <p style="text-align: center;">（事業実施の原則）</p> <p>第 7 条 この法人が、農地保有合理化事業として行う農用地等の買入れ、借受け、交換、売渡し及び貸付けは、原則として農業委員会が行うあつせん又は第 4 条に規定する機関若しくは団体の申出により行うものとし、農用地等については、<u>利用権設定等促進事業（法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する事業をいう。以下同じ。）</u>の活用を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">（農用地等の買入れ）</p> <p>第 8 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法人は、農用地について利用権設定等促進事業を活用せずに買入れを行う場合には、<u>農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 1 項第 7 号の 2</u></p>

定に基づき、当該農用地の存する区域を地区とする農業委員会に届け出るものとする。

(借賃及び貸賃)

第15条 この法人が農用地等を賃貸借により借り受ける場合における借賃及び貸し付ける場合における貸賃は、次のとおりとするものとする。

- 一 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した額
- 二・三 (略)
- 2 (略)

(農用地の買入れ等の基準)

第18条 農用地等の買入れ又は借受けのときの基準は次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 当該農用地等賃料が、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報や生産条件等からみて適切であると判断されること。
- 四 (略)

(農用地等の売渡し等の相手方)

第19条 この法人が、農地売買等事業の実施により農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる者は、認定農業者を優先するものとし、次の各号のすべての要件を満たしている個人又は農業生産法人であることとする。ただし、貸付けを行う場合には、本条（第1項第1号を除く。）中「農業生産法人」とあるのは、「農業生産法人及び農地法第3条第3項各号に掲げる要件をすべて満たす法人（農業生産法人以外の法人に限る。）」と読み替えるものとする。

- 一～三 (略)
- 四 農業協同組合法第11条の31第1項第1号に掲げる農業の経営を行う農業

の規定に基づき、当該農用地の存する区域を地区とする農業委員会に届け出るものとする。

(借賃及び貸賃)

第15条 この法人が農用地等を賃貸借により借り受ける場合における借賃及び貸し付ける場合における貸賃は、次のとおりとするものとする。

- 一 農地については、農地法第23条の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額（以下「標準小作料」という。）を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した額
- 二・三 (略)
- 2 (略)

(農用地の買入れ等の基準)

第18条 農用地等の買入れ又は借受けのときの基準は次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 当該農用地等賃料が、標準小作料や生産条件等からみて適切であると判断されること。
- 四 (略)

(農用地等の売渡し等の相手方)

第19条 この法人が、農地売買等事業の実施により農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる者は、認定農業者を優先するものとし、次の各号のすべての要件を満たしている個人又は農業生産法人であることとする。

- 一～三 (略)

協同組合又は農業協同組合連合会に対して貸付けを行う場合には、他の農業者の中に当該農用地等の貸付けを希望する者がいないことが確実にあると見込まれること。

2・3 (略)

4 前3項の規定にかかわらず、別に定める場合には、適格団体（別添の農地保有合理化事業実施要領の(1)のアの(ア)の④のaに定める団体をいう。）に農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる。

(注)別に定める場合とは、次のとおりとする。

一 適格団体

この法人が、農業者のほか農地売買等事業の実施により農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる者（以下「適格団体」という。）は次に掲げる者とする。

ア・イ (略)

ウ 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第3号に規定する一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）

エ (略)

二 (略)

5 用途指定、買戻しの特約等

(略)

一 用途指定

(略)

ア～ウ (略)

二 買戻特約

(略)

ア (略)

(1)～(4) (略)

イ (略)

(1)～(3) (略)

三 二のアに掲げる用途指定違反等（貸付けにあつては、用途指定違反）

2・3 (略)

4 前3項の規定にかかわらず、別に定める場合には、適格団体（別添の農地保有合理化事業実施要領の(1)のアの(ア)の④のaに定める団体をいう。）に農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる。

(注)別に定める場合とは、次のとおりとする。

一 適格団体

この法人が、農業者のほか農地売買等事業の実施により農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる者（以下「適格団体」という。）は次に掲げる者とする。

ア・イ (略)

ウ 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の6第1項第4号の2に規定する一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）

エ (略)

二 (略)

三 用途指定、買戻しの特約等

(略)

ア 用途指定

(略)

(1)～(3) (略)

イ 買戻特約

(略)

(1) (略)

(ア)～(エ) (略)

(2) (略)

(ア)～(ウ) (略)

ウ イの(1)に掲げる用途指定違反等（貸付けにあつては、用途指定違反）

の事実を確認した場合には、買戻権を実行し、貸付けにあつては賃借契約の解除等を行うものとする。

第3章 農地売渡信託等事業

(事業の実施地域)

第25条 本事業の実施地域は次に掲げる基準により価格が下落していると認められる地域とする。

- 一 (略)
- 二 おおむね過去3年間の当該地域の農地法第52条の規定により農業委員会が情報の提供を行っている借賃等の下落率が当該都道府県の平均下落率よりも大きいこと。
- 三 (略)

(対象農用地)

第26条 売渡信託を引き受ける農地及び採草放牧地は、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されていないものであって、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- 一 農業生産力の高い農地（農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第109条第1項の規定による基準収穫量等において当該土地が存在する市町村又は市町村内の地域の平均以上の収量を得られる農地）
 - 二・三 (略)
- 2 (略)

第5章 農業生産法人出資育成事業

(事業内容)

第58条 この法人は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人（農地法第2条第

の事実を確認した場合には、買戻権を実行し、貸付けにあつては賃借契約の解除等を行うものとする。

第3章 農地売渡信託等事業

(事業の実施地域)

第25条 本事業の実施地域は次に掲げる基準により価格が下落していると認められる地域とする。

- 一 (略)
- 二 おおむね過去3年間の当該地域の小作料の下落率が当該都道府県の平均下落率よりも大きいこと。
- 三 (略)

(対象農用地)

第26条 売渡信託を引き受ける農地及び採草放牧地は、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されていないものであって、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- 一 農業生産力の高い農地（農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第109条第1項の規定による基準収穫量、標準小作料を定める場合の農地の区分ごとに定める生産量等において当該土地が存在する市町村又は市町村内の地域の平均以上の収量を得られる農地）
 - 二・三 (略)
- 2 (略)

第5章 農業生産法人出資育成事業

(事業内容)

第58条 この法人は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人（農地法第2条第

3項の農業生産法人のうち、農事組合法人（農業協同組合法第2章の2に規定する農事組合法人をいい、同法第72条の8第1項第1号の事業のみを行うものを除く。）又は株式会社（公開会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡するものとする。

一・二 （略）

（持分又は株式の譲渡）

第61条 この法人は、出資に伴い付与される持分又は株式のすべてを、農業生産法人の構成員（農地法第2条第3項第2号イからホまでに掲げる者に限る。以下同じ。）に対しその全部を分割して譲渡するものとする。分割の方法は、当該農業生産法人の譲渡対象者間での合意に基づき任意に定めるところにより譲渡を行うものとする。

2～4 （略）

注： 第25条第2号の規定は、平成23年度の農地売渡信託等事業に係る農地から適用し、平成22年度の同事業に係るものはなお従前の例によるものとする。また、平成23年度、平成24年度の当該事業の実施にあたっては、同号中「おおむね過去3年間」とあるのは、「平成23年度においては平成22年度、平成24年度においては平成22年度及び23年度」とする。

7項の農業生産法人のうち、農事組合法人（農業協同組合法第2章の2に規定する農事組合法人をいい、同法第72条の8第1項第1号の事業のみを行うものを除く。）又は株式会社（公開会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡するものとする。

一・二 （略）

（持分又は株式の譲渡）

第61条 この法人は、出資に伴い付与される持分又は株式のすべてを、農業生産法人の構成員（農地法第2条第7項第2号イからニまでに掲げる者に限る。以下同じ。）に対しその全部を分割して譲渡するものとする。分割の方法は、当該農業生産法人の譲渡対象者間での合意に基づき任意に定めるところにより譲渡を行うものとする。

2～4 （略）

注： 市町村農業公社等については、第1条及び第2条において「農業経営基盤強化促進法第5条」を「農業経営基盤強化促進法第6条」に、「県」を「市町村」に、「農業経営基盤強化促進基本方針」を「農業経営基盤強化促進基本構想」に読み替えるものとする。

附 則

1. この通知は、平成21年12月15日から施行する。
2. 別添1(2)のイの規定は、平成23年度の農地売渡信託等事業に係る農地から適用し、平成22年度の同事業に係るものはなお従前の例によるものとする。
また、平成23年度、平成24年度の当該事業の実施にあたっては、同(イ)中「おおむね過去3年間」とあるのは、「平成23年度においては平成22年度、平成24年度においては平成22年度及び23年度」とする。